

議案第 3 号

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱の 制定について

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱（平成18年教育委員会告示第6号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

1. 改正理由

名張市立小中学校事務処理等に関する規程の一部改正に伴い、本要綱における用語等を整備するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 題名を改める。
- (2) 共同実施協議会を共同学校事務室協議会とし、関係規定を整備する。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱（平成18年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
小中学校事務の<u>共同学校事務室</u>協議会設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は名張市立小中学校事務処理等に関する規程（平成18年教育委員会規程第1号）第3条第4項の規定に基づき、<u>共同学校事務室協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。 (1) <u>共同学校事務室</u>の運営責任者（以下「<u>統括室長</u>」という。）の本務校（以下「<u>拠点校</u>」という。）の校長及び<u>共同学校事務室を構成する学校</u>（以下「<u>連携校</u>」という。）の校長（<u>拠点校の校長を除く。</u>）の代表 (2) 略 (3) <u>統括室長</u> (4) <u>共同学校事務室</u>の運営責任者（以下「<u>室長</u>」という。） (5) <u>統括室長及び室長</u>以外の連携校の事務職員の代表 (6)～(8) 略 (会議及び協議事項) 第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その主宰の<u>下</u>に、次に掲げる事項について協議する。	小中学校事務の<u>共同実施</u>協議会設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は名張市立小中学校事務処理等に関する規程（平成18年教育委員会規程第1号）第3条第4項の規定に基づき、<u>共同実施協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。 (1) <u>共同実施組織</u>の運営責任者（以下「<u>総リーダー</u>」という。）の本務校（以下「<u>拠点校</u>」という。）の校長及び<u>共同実施連携校</u>（以下「<u>連携校</u>」という。）の校長の代表 (2) 略 (3) <u>総リーダー</u> (4) <u>共同実施組織</u>の運営責任者（以下「<u>グループリーダー</u>」という。） (5) <u>総リーダー及びグループリーダー</u>以外の連携校の事務職員の代表 (6)～(8) 略 (会議及び協議事項) 第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その主宰の<u>もと</u>に、次に掲げる事項について協議する。

(1) <u>共同学校事務室</u>による効果的、効率的な事務処理 (2) <u>共同学校事務室</u>による学校の管理運営全般の支援 (3) その他<u>共同学校事務室</u>に関する事項 (事務局) 第5条 略 2・3 略 4 事務局長は、<u>統括室長</u>をもって、これに充てる。 5・6 略	(1) <u>共同実施</u>による効果的、効率的な事務処理 (2) <u>共同実施組織</u>による学校の管理運営全般の支援 (3) その他<u>共同実施</u>に関する事項 (事務局) 第5条 略 2・3 略 4 事務局長は、<u>総リーダー</u>をもって、これに充てる。 5・6 略
---	---

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。